

平成30年泉北環境整備施設組合議会

第2回定例会 会議録

平成30年7月6日（金）

泉北環境整備施設組合議会

1 平成30年7月6日（金）午前10時、泉北環境整備施設組合議会第2回定例会を本組合議場に招集した。

1 出席議員は、次のとおりである。

1番	二瓶	貴博	君	2番	明石	宏隆	君
3番	森	博英	君	4番	寺島	誠	君
5番	佐藤	一夫	君	6番	井阪	正信	君
7番	野田	悦子	君	8番	溝口	浩	君
9番	堀口	陽一	君	10番	中谷	昭	君
11番	山本	秀明	君	12番	杉本	淳	君
13番	岡	博子	君	14番	末下	広幸	君
15番	松本	利裕	君				

1 欠席議員は、次のとおりである。

なし

1 地方自治法第121条の規定により、本会に出席を求め出席したるものは、次のとおりである。

管 理 者	阪口	伸六	副 管 理 者	辻	宏康
副 管 理 者	南出	賢一	代 表 監 査 委 員	北山	保
事 務 局 長	逢野	典夫	事 務 局 次 長	野本	順一
事 務 局 次 長	炭谷	力	会 計 管 理 者	池治	久美子
総 務 部 長	池尾	秀樹	環 境 部 長	飯坂	孝生
総 務 部 理 事	土本	英也	総 務 部 次 長	西井	英明
総務部総務課長	月下	浩一	総 務 部 長	坂上	晃
総 務 部 議 会 事 務 室 長 兼 監 査 事 務 局 長 兼 公 平 委 員 会 事 務 局 長	大西	英明	環 境 部 次 長	堀場	壽

環境部次長	西田	尚史	環境部 環境事業課長	渡邊	一午
環境部 資源循環型社会推進課長	村上	則次	環境部 泉北クリーンセンター所長	石川	晋一
環境部 環境事業課参事	岩田	和良			

1 本会に出席の事務局職員は次のとおりである。

総務部 総務課長代理	山内	良二	総務部 総務人事課長代理	奥田	大輝
---------------	----	----	-----------------	----	----

1 本日の議事日程は次のとおりである。

- | | | |
|--------|-----------|--|
| 日程第 1 | | 議席の指定について |
| 日程第 2 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 3 | | 会期の決定について |
| 日程第 4 | 議会議案第 1 号 | 副議長辞職の許可について |
| 日程第 5 | 議選第 1 号 | 副議長の選挙について |
| 日程第 6 | 議会議案第 2 号 | 議長辞職の許可について |
| 日程第 7 | 議選第 2 号 | 議長の選挙について |
| 日程第 8 | 議選第 3 号 | 議会運営委員会委員の選任について |
| 日程第 9 | 議案第 2 号 | 監査委員の選任について |
| 日程第 10 | 議案第 3 号 | 公平委員会委員の選任について |
| 日程第 11 | 監査報告第 3 号 | 例月現金出納検査の結果報告について
(平成29年度平成30年 1 月分) |
| 日程第 12 | 監査報告第 4 号 | 例月現金出納検査の結果報告について
(平成29年度平成30年 2 月分) |
| 日程第 13 | 監査報告第 5 号 | 例月現金出納検査の結果報告について
(平成29年度平成30年 3 月分) |
| 日程第 14 | 監査報告第 6 号 | 例月現金出納検査の結果報告について
(平成29年度平成30年 4 月分) |
| 日程第 15 | 監査報告第 7 号 | 例月現金出納検査の結果報告について
(平成30年度平成30年 4 月分) |
| 日程第 16 | 監査報告第 8 号 | 平成29年度定期監査の結果報告について |
| 日程第 17 | 報告第 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例等の一部
を改正する条例制定について) |
| 日程第 18 | 報告第 2 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平成29年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算(第 4
号)について) |
| 日程第 19 | 議案第 4 号 | 泉北環境整備施設組合の監査委員及び委員会等の委員の報酬 |

及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第20 議案第 5号 平成30年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第1号）について

(午前10時5分開会)

○議長（山本秀明君） お待たせいたしました。

議員各位におかれましては公私何かとお忙しい中、本日招集されました平成30年泉北環境整備施設組合議会第2回定例会にご参集いただきまして厚く御礼申し上げます。

ただいま出席議員は15人、全員出席していただいておりますので、平成30年泉北環境整備施設組合議会第2回定例会は成立いたしました。よって、これより開会いたします。

なお、本日の日程につきましては、議会申し合わせ事項により、日程第8、議選第3号、議会運営委員会委員の選任についてまでの議事の取り扱い及び日程につきましては、私が決定させていただくものとして、お手元にご配付いたしております日程により議事を進めてまいりたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、お手元の日程どおり順次議事を進めてまいります。

それでは、ここで管理者より組合議会招集の挨拶のため発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

管理者。

○管理者（阪口伸六君） 改めまして、皆様おはようございます。

議長さんのお許しをいただきましたので、本組合議会平成30年第2回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。

本日は、本組合の平成30年第2回定例会の招集を申し上げましたところ、この大雨の中、本当に議員各位におかれましてはご多忙な中、ご参集いただきまして、まことに厚く御礼申し上げます。

また、先ほども議長さんのほうからもございましたが、大阪府北部を震源とする地震でございますが、被害に遭われました皆様方に心からお見舞いを申し上げ、また一日も早い復興を我々とともに頑張りたいと思っておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

さて、泉大津市、高石市の両市の議員さん方におかれましては、役員改選が行われました。本組合の派遣議員として新しくお迎えをすることになりました。皆様方に対しましては、心から歓迎を申し上げますとともに、今後とも本組合の運営に引き続きご支援、ご協力を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

本定例会に提案いたしております案件につきましては、議会選出の監査委員の選任、公平

委員会委員の任期満了に伴う選任の件、また、専決処分の報告を2件、委員の報酬及び費用弁償に係る条例改正の件、そして平成30年の泉北環境整備施設組合一般会計補正予算の件、合わせて6件が理事者からの提案でございます。また、本定例会におきましては、議会役員
の改選も予定されておまして、いずれも重要な案件でございます、どうかよろしくご審議の上、ご可決、ご承認賜りますよう、心からお願い申し上げまして、開会に当たりまして
のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本秀明君） 阪口管理者の挨拶が終わりました。

それでは、**日程第1、議席の指定について**を議題といたします。

本件につきましては、本組合議会会議規則第4条第1項の規定に基づきまして、私より指定させていただきます。

1番 二瓶貴博議員、2番 明石宏隆議員、5番 佐藤一夫議員、8番 溝口 浩議員、9番 堀口陽一議員、10番 中谷 昭議員、以上のとおり、議席を指定いたします。

その他の議員におかれましては、従前の議席でお願いをいたします。

○議長（山本秀明君） 続きまして、**日程第2、会議録署名議員の指名について**であります、本組合議会会議規則第87条の規定により、私よりご指名申し上げます。

2番 明石宏隆議員、8番 溝口 浩議員、このご両名をお願いをいたします。

○議長（山本秀明君） 次に、**日程第3、会期の決定について**を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日といたしまして、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（山本秀明君） 次に、**日程第4、議会議案第1号、副議長辞職の許可について**を議題といたします。

本件につきましては、野田悦子議員より副議長の辞職願が提出されたことによるものであります。

ここで、地方自治法第107条の規定により、野田悦子議員の除斥を求めます。

（野田議員退席）

それでは、お諮りいたします。

野田悦子議員の副議長辞職について、許可することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、野田悦子議員の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

ここで、野田悦子議員の除斥を解きます。

(野田議員着席)

ここで、野田悦子議員より副議長退任のご挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

野田悦子議員。

○7番(野田悦子君) ただいま議長よりご許可いただきましたので、一言お礼のご挨拶を申し上げたいと存じます。

私、昨年7月に議員各位のご推挙によりまして、本組合議会の副議長の任に就かせていただきました。その間、未熟な私が大過なく大役を務め終えることができましたのも、ひとえに皆様のご指導とご協力のたまものと深く感謝しております。続けて4年目に入りましたが、今後ともこれまでも増して格段のご指導、ご鞭撻をいただきますようお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、退任の挨拶にかえさせていただきます。どうも本当にありがとうございました。

○議長(山本秀明君) 挨拶が終わりました。

○議長(山本秀明君) 次に、**日程第5、議選第1号、副議長の選挙について**を議題といたします。

本件につきましては、既にご協議をいただいておりますので、地方自治法第108条第2項の規定に基づき、指名推選の方法により当選人を定めることとし、私よりご指名申し上げます。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とし、私よりご指名申し上げます。

3番 森 博英議員を副議長当選人と定めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、議選第1号、副議長の選挙については、3番 森 博英議員が副議長に当選されました。

副議長に当選されました森 博英議員が議場におられますので、本席から本組合議会会議規則第32条第2項の規定により、副議長当選人を告知いたします。

それでは、森 博英議員より、副議長就任のご挨拶の申し出がありますので、これを許可

いたします。

森 博英副議長。

○副議長（森 博英君） 副議長就任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま私が議員皆様方のご推挙によりまして、本組合議会副議長に当選いたしましたことをこの上もなく光栄に存じますとともに、その責任の重大さを痛感いたしておる次第でございます。

議長を支え、公正かつ円滑な議会運営に努めてまいりますので、皆様方のご支援とご協力を賜りまして、責任を全うしたいと念願しているところでございます。よろしく願いいたしまして、就任の挨拶とお礼にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（山本秀明君） 副議長就任の挨拶が終わりました。

次の日程第6につきましては、私の身分に関する件でございますので、ここで副議長と議長職を交代させていただきます。

副議長、よろしく願いいたします。皆さん、ご協力どうもありがとうございました。

○副議長（森 博英君） それでは、しばらくの間、私が議長職を務めさせていただきます。

ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○副議長（森 博英君） **日程第6、議会議案第2号、議長辞職の許可について**を議題といたします。

本件につきましては、山本秀明議員より議長の辞職願が提出されたことによるものであります。

ここで、地方自治法第117条の規定により、山本秀明議員の除斥を求めます。

（山本議員退席）

お諮りいたします。

山本秀明議員の議長辞職について許可することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、山本秀明議員の議長辞職を許可することに決定いたしました。

ここで、山本秀明議員の除斥を解きます。

（山本議員着席）

ここで、山本秀明議員より議長退任のご挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

山本秀明議員。

○11番（山本秀明君） 退任に当たりまして、一言御礼申し上げたいと思います。

昨年の10月、議長にご指名いただき、おおよそ和泉市の場合はちょっと変則的ですので9カ月間職務を全うすることができました。つつがなく全うできましたのも、ここにおられます議員各位、そしてまた、管理者初め理事者の皆様方のご協力のたまものと厚く御礼申し上げます次第でございます。

今後はまた一議員といたしまして、この派遣の期間はもう少しでございますが、母市に戻りましても一議員といたしまして、泉北環境の発展のために尽力をする所存でございますので、今後におかれましても皆様のご指導、ご鞭撻いただけますよう、よろしくお願い申し上げます次第でございます。

最後に御礼申し上げまして、退任のご挨拶にかえさせていただきます。本当にありがとうございました。

○副議長（森 博英君） 挨拶が終わりました。

○副議長（森 博英君） 続きまして、**日程第7、議選第2号、議長の選挙について**を議題といたします。

本件につきましては、既にご協議をいただいておりますので、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選の方法により当選人を定めることとし、私よりご指名申し上げたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とし、私よりご指名申し上げます。

9番 堀口陽一議員を議長当選人と定めることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、議選第2号、議長の選挙については、9番 堀口陽一議員が議長に当選されました。

議長に当選されました堀口陽一議員が議場におられますので、本席から本組合議会会議規則第32条第2項の規定により、議長当選人を告知いたします。

それでは、堀口陽一議員より議長就任のご挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

堀口議員。

○議長（堀口陽一君） このたび、今組合議会議長の要職につくことになりました。皆様方の

おかげと心より感謝申し上げます。

二元代表制であります議会の役割は、以前はチェック機能が多くの役割とされておりましたが、現在では行政と議会とは両輪であるべきと、行政と議会が力を合わせて円滑な議会運営に努め、また本組合の発展と環境行政の推進に、また改革に誠心誠意努力をいたす所存でございます。

今後とも皆様方のご協力、ご指導を重ねてお願い申し上げまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○副議長（森 博英君） 挨拶が終わりました。

それでは、新議長が誕生いたしましたので、これをもちまして議長職を交代いたします。

堀口議長、議長席にお着き願います。

ご協力ありがとうございました。

○議長（堀口陽一君） それでは、ご協力のほどよろしく願いいたします。

○議長（堀口陽一君） 次に、**日程第 8、議選第 3 号、議会運営委員会委員の選任について**を議題といたします。

本件につきましては、既にご協議いただいておりますので、本組合議会委員会条例第 4 条第 1 項の規定に基づき私よりご指名申し上げます。選任させていただきますので、よろしく願いいたします。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（堀口陽一君） 異議なしと認めます。よって、私よりご指名申し上げます。

議会運営委員会委員に、1 番 二瓶貴博議員、4 番 寺島 誠議員、6 番 井阪正信議員、10 番 中谷 昭議員、12 番 杉本 淳議員、13 番 岡 博子議員、以上 6 名の方々を選任いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、議選第 3 号、議会運営委員会委員の選任については、ただいまご指名申し上げましたとおり選任することに決定いたしました。

また、正副委員長も委員各位のご同意をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

委員長には 10 番 中谷 昭議員、同じく副委員長には 4 番 寺島 誠議員、以上の方々に委員長並びに副委員長をお願いすることに相なりましたので、どうぞよろしく願い申し上げます。

この際、お諮りいたします。

選任されました議会運営委員会委員により、ただいまより議会運営委員会を開催することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、ただいまより議会運営委員会を開催することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

議会運営委員会委員並びに副議長は、会議室のほうにお集まり願います。

他の議員さんは、そのまましばらくご休憩をお願いいたします。

(午前10時27分休憩)

(午前10時37分再開)

○議長(堀口陽一君) 長らくお待たせいたしました。

ただいまより会議を再開いたします。

なお、本日のこれよりの日程、日程第9以降については、議会運営委員会の決定により、お手元にご配付いたしております日程により、順次議事を進めてまいりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、順次議事を進めてまいります。

引き続き議事に入ります。

○議長(堀口陽一君) **日程第9、議案第2号、監査委員の選任について**を議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定により、松本利裕議員に除斥を求めます。

(松本議員退席)

それでは、本件につきまして、管理者より説明を求めます。

阪口管理者。

○管理者(阪口伸六君) ただいま上程されました議案第2号、監査委員の選任につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本組合監査委員のうち、議会議員の中から選任されておりました永山 誠議員におかれましては、大変お世話になりましたが、この任期の満了に伴い辞職されるということに相なっております。その後任といたしまして、松本利裕議員を選任いたしたく、ここに地方自治法第196条第1項並びに本組合同約第12条第2項の規定に基づきまして、議会のご同意を賜り

たく、ご提案申し上げた次第でございます。

松本利裕議員におかれましては、平成28年9月に和泉市議会議員にご就任され、組合市におかれまして、都市環境委員会副委員長を初め要職を歴任され、豊富な知識と経験は本組合監査委員として適任であると確信をいたしておる次第でございます。

どうかよろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由のご説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀口陽一君） 管理者の説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、質疑、討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件につきまして同意することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第2号、監査委員の選任については、提案どおり同意することに決定いたしました。

ここで、松本利裕議員の除斥を解きます。

（松本議員着席）

○議長（堀口陽一君） 引き続きまして、**日程第10、議案第3号、公平委員会委員の選任について**を議題といたします。

それでは、本件につきまして管理者より説明を求めます。

阪口管理者。

○管理者（阪口伸六君） ただいま上程されました議案第3号、公平委員会委員の選任につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

これまで公平委員会委員を務めていただいております林 正明氏の任期が7月22日となっております。引き続き、同氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定によりまして、議会のご同意を賜りたく、ご提案申し上げた次第でございます。

林 正明氏の経歴につきましては、お手元にご配付いたしておりますとおり、すぐれた識見と豊かな経験をお持ちであり、本組合公平委員会委員として適任であると確信をいたしておる次第でございます。

何とぞよろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀口陽一君） 管理者の説明が終わりました。

本件につきましては議会運営委員会の決定により、質疑、討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件につきまして同意することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（堀口陽一君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号、公平委員会委員の選任については、提案どおり同意することに決定いたしました。

○議長（堀口陽一君） 次に、**日程第11、監査報告第3号から日程第15、監査報告第7号までの例月現金出納検査の結果報告について**を議会運営委員会の決定により、一括議題といたします。

本件につきまして、質疑がありましたらお受けいたします。質疑はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでございますので、本件につきましては、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく報告があったものとして処理いたします。

○議長（堀口陽一君） 次に、**日程第16、監査報告第8号、平成29年度定期監査の結果報告について**を議題といたします。

本件につきまして、質疑がありましたらお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（堀口陽一君） ないようでありますので、本件につきましては、地方自治法第199条第9項の規定に基づく報告があったものとして処理いたします。

○議長（堀口陽一君） 引き続きまして、**日程第17、報告第1号、専決処分の承認を求めることについて（泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について）**を議題といたします。

本件につきまして、事務局より内容説明を求めます。

池尾総務部長。

○総務部長（池尾秀樹君） 総務部長の池尾でございます。

ただいま議題となりました報告第1号、専決処分の承認を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

議案書の9ページをお願いいたします。

本件は、平成29年度の人事院勧告に基づき、泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する

条例等の一部を改正する条例制定について、平成30年3月27日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定によりご報告申し上げ、ご承認を求めるものでございます。

本件は、人事院勧告に基づき、国家公務員の給与改正及び組合市の状況を踏まえ、本組合の職員の給与に関する条例等の一部を改正するものでございます。

改正内容につきまして、新旧対照表でご説明申し上げます。

議案書の17ページをお願いいたします。

第1条関係は、本組合の職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、第34条第2項第1号では、再任用職員以外の職員の12月支給分の勤勉手当の支給率を100分の10引き上げ、100分の95とするものでございます。

また、同項第2号では、再任用職員の12月支給分の勤勉手当の支給率を100分の5引き上げ、100分の45とするものでございます。

17ページから18ページにかけての附則第11項でございしますが、勤勉手当の支給率引き上げに伴い、勤勉手当の支給総額の調整を図る必要があるため、55歳以上の管理職員のうち、特定職員の12月支給分の減額率を100分の1.275から100分の1.425に改めるもので、最低号給に達しない場合にあつては、100分の95に改めるものでございます。

次の第6条関係の給料表につきましては、人事院勧告に準じページが前後いたしますが、議案書の14、15、16ページに記載しております別記の給料表のとおり平均0.2%引き上げ、これらの改正は平成29年4月1日から適用とするものでございます。

議案書の18ページ中段からの第2条関係は、平成30年4月1日から施行する本組合の職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、第33条第1項及び第2項では文言の整理を行い、次の19ページでございします。第34条第2項第1号では、再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給率を100分の90に、同項第2号では、再任用職員の勤勉手当の支給率を100分の42.5に改めるものでございます。

次に、第3条関係につきましては、本組合特別職の職員の給与に関する条例及び20ページの本組合の議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正でございまして、特別職の職員及び組合議員の期末手当、平成29年12月の支給率を100分の10引き上げ、100分の232.5に改めるものでございます。

なお、第3条関係につきましては、平成29年12月1日から適用するものでございます。

次に、第4条関係は、第3条で改正いたしました特別職の職員及び組合議員の期末手当に

関する規定でございまして、21ページでございまして。6月の支給率を100分の212.5に、12月の支給率を100分の227.5にそれぞれ改めるもので、平成30年4月1日から施行するものでございます。

次に、第5条関係は、本組合職員の退職手当に関する条例の一部改正、22ページの第6条関係は、平成19年本組合条例第2号の本組合職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正でございまして。それぞれの附則第3項または第2項において規定する職員の退職手当の基本額を算出する調整率を、国家公務員退職手当法の改正同様に引き下げるもので、公布の日、平成30年3月27日から施行するものでございまして。

以上が、泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の内容でございまして。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（堀口陽一君） 説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか、

（なしの声あり）

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本件につきまして承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、報告第1号、専決処分の承認を求めることについては、報告どおり承認することに決定いたしました。

○議長（堀口陽一君） 次に、日程第18、報告第2号、専決処分の承認を求めることについて（平成29年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第4号）について）を議題といたします。

本件につきまして、事務局に内容説明を求めます。

池尾総務部長。

○総務部長（池尾秀樹君） 総務部長の池尾でございます。

ただいま議題となりました報告第2号、専決処分の承認を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

議案書の29ページをお願いいたします。

本件は平成29年度の人事院勧告等に基づき、泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第4号）について、平成30年3月27日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定によりご報告申し上げ、ご承認を求めるものでございます。

31ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条のとおり、歳入歳出それぞれ27万円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ32億1,985万2,000円と定めるもので、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳出からご説明申し上げます。

議案書の36、37ページをお願いいたします。

3歳出、第1款議会費、第1項議会費の職員手当等で3万7,000円の増額、第2款総務費、第1項総務管理費の給料等の人件費で、時間外勤務手当等の減額も含めまして59万2,000円の減額となり、第4款ごみ処理費、第1項ごみ処理場運営費の給料等の人件費で82万5,000円の増額となったものであります。

次に、上段の歳入につきましてご説明申し上げます。

2歳入、第5款諸収入、第2項雑入につきましては、破碎アルミ売却代の増収により27万円を増額するものでございます。

以上が平成29年度一般会計補正予算（第4号）の概要でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げまして、説明を終わります。

○議長（堀口陽一君） 説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本件につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、報告第2号、専決処分の承認を求めることについては、報告どおり承認することに決定いたしました。

○議長（堀口陽一君） 続きまして、日程第19、議案第4号、泉北環境整備施設組合の監査委員及び委員会等の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、提案説明を求めます。

池尾総務部長。

○総務部長（池尾秀樹君） 総務部長の池尾でございます。

ただいま議題となりました議案第4号、泉北環境整備施設組合の監査委員及び委員会等の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の39ページをお願いいたします。

本件は、泉北環境整備施設組合資源化センター運営管理委託事業者選定委員会条例が平成30年3月31日をもって効力を失ったことから、同委員会の委員報酬の規定について所要の整備を行う必要がある。これが条例案を提出する理由でございます。

改正内容につきまして、新旧対照表でご説明申し上げます。

議案書の41ページをお願いいたします。

別表の資源化センター運営管理委託事業者選定委員会の委員の報酬、日額9,000円を削るものでございます。

40ページにお戻りください。

この条例の附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上が、泉北環境整備施設組合の監査委員及び委員会等の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての内容でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（堀口陽一君） 説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

13番、岡議員。

○13番（岡 博子君） 13番、岡です。

41ページに参考資料としてありますけれども、これは資源化センター運営管理委託事業者選定委員会の委員の項をなくすというものだろうというふうに理解しております。この資源化センター運営については、何年間をもって管理運営を委託するとういうことが決まったからなくすということなんだろうというふうに思うんですけれども、これがなくなった後、この運営管理の委託期間が終わった後は、最終的にはこの資源化センターの運営管理はどのようになるのか、このことについて、まず一点お聞きします。

○議長（堀口陽一君） 答弁願います。

村上資源循環型社会推進課長。

○環境部資源循環型社会推進課長（村上則次君） 資源循環型社会推進課長、村上です。

このプロポーザル審査委員会の条例は2年2カ月の業務が終わった時点で失効するものです。

○議長（堀口陽一君） 岡議員。

○13番（岡 博子君） ありがとうございます。

2年数カ月が終わったら、この管理委託というものが終わると。その後どういうふうにされようとするのか、その先が見えていないことから、この質問をさせていただきました。これがなくなりますと、プロポーザル審査委員会のところが出てくるんだろうというふうに、それと行政不服審査会の委員の部分しか、今見えていませんけれども、なくなるということになりますと、それぞれの事業所をどういうやり方で選定していくかということになると、そのとき、そのときで、本当にどこで判断するのかなというふうに疑問に思ったわけです。

資源化センターは大きな事業でありましたので、このように運営管理委託事業者を選定するというやり方で選定いたしました。けれども、こういう事業と同じようにプロポーザルというものも、どの事業によって、どの金額によって、このプロポーザルにするのか、一般競争入札にするのか、またこのようにセンター運営管理委託事業者の選定委員会というようなやり方をしていくのか、ここが本当に曖昧だなというふうに思います。

以前に杉本議員が、プロポーザル審査委員会の適用基準というものがあるのかというふうに質問をされました。その時点ではまだないということでありましたけれども、杉本委員は、

こういうことについては適用基準、それからどういうものについて、このプロポーザルを適用するんだということについての何らかの基準というものが要るだろうというふうに指摘をされました。その後、検討はされていると思うんですけども、今後のこのあり方について、いろんな事業の選定管理等々を決めるときのこの事業の基準については、どのようにお考えなのか、この点についてお聞きします。

○議長（堀口陽一君） 答弁願います。

村上推進課長。

○環境部資源循環型社会推進課長（村上則次君） 資源循環型社会推進課長、村上です。

本組合では、業務を発注する際の原則は競争入札にて行っております。ただし、高度な技術または専門的な知識を必要とする業務の契約に当たり、企画または技術に関する提案を求め、提案内容及び業務遂行能力が最もすぐれた事業者を選定できると認識できる場合のみ、第三者の意見を取り入れながら、プロポーザル方式を採用しております。

以上です。

○議長（堀口陽一君） 岡議員。

○13番（岡 博子君） ありがとうございます。一応の基準を示されましたけれども、それが文書化されているかといいますと、プロポーザルの基準としては文書化されていないということでありましたので、私は杉本議員同様、きちんとこの基準というものを何らかの文書で規則なり決めておいたほうがいいのではないかなと思います。杉本議員の指摘の後、何か検討されたことがあったのかどうなのか、最後にその点をお聞きします。

○議長（堀口陽一君） 答弁願います。

村上推進課長。

○環境部資源循環型社会推進課長（村上則次君） 先ほども申し上げたとおり、原則は競争入札で行っております。プロポーザル方式を採用する場合には、予算の説明とあわせて議会に報告して進めていきたいと思っております。

○議長（堀口陽一君） 岡議員。

○13番（岡 博子君） ありがとうございます。

この議会はなかなか頻繁に行われるというものではありません。でも、事業のこれからの新規事業、それから大型回収等々のものは前もって見せていただくだらうというふうに思います。思いますけれども、やはりプロポーザルにするに当たってはこういうものをというように一定の基準は、ぜひ今後の基準でこのプロポーザルにすることにしましたとしっかり

私たちに説明していただけるような、そういうものにしていただきたいとこのことをお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（堀口陽一君） 他にございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号、泉北環境整備施設組合の監査委員及び委員会等の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第4号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（堀口陽一君） 続きまして、**日程第20、議案第5号、平成30年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第1号）**についてを議題といたします。

本件につきまして、提案説明を求めます。

池尾総務部長。

○総務部長（池尾秀樹君） 総務部長の池尾でございます。

ただいま議題となりました議案第5号、平成30年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の43ページをお願いいたします。

本件につきましては、泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定及び人事異動等に伴う人件費の増減調整を行うものでございます。

歳入歳出予算の補正につきましては第1条のとおり、歳入歳出それぞれ600万円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ30億342万5,000円と定めるもので、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳出よりご説明申し上げます。

議案書50、51ページをお願いいたします。

3歳出、第1款議会費、第1項議会費の職員手当等で3万7,000円の増額、第2款総務費、第1項総務管理費の給料等の人件費で259万1,000円の増額、第3款し尿処理費、第1項し尿処理場運営費の給料等の人件費で79万2,000円の増額となり、第4款ごみ処理費、第1項ごみ処理場運営費の給料等の人件費で216万1,000円の増額、52、53ページにまいりまして、第5款下水道費、第1項都市下水路費の給料等の人件費で41万9,000円の増額となったものがあります。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。

48、49ページをお願いいたします。

2歳入、第5款諸収入、第2項雑入につきましては、アルミ缶プレスで400万円、ペットボトルで200万円、それぞれの売却代の増収が見込まれるため600万円を増額するものでございます。

以上が、平成30年度一般会計補正予算（第1号）の概要でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（堀口陽一君） 説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号、平成30年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第1号）について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第5号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、閉会に当たりまして管理者より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

阪口管理者。

○管理者（阪口伸六君） 本定例会閉会に当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

本日ご提案申し上げました案件につきましては、議員各位におかれまして慎重にご審議を賜り、いずれもご同意、ご承認、ご可決を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。

また、議会役員改選によりまして、新しく堀口議長様、そして森副議長様にご就任をいただきました。また、議会運営委員会初め議会の役員におかれましても、選任を賜りました。今後、正副議長また議員各位におかれましては、引き続きよろしくお願いを申し上げますと存じる次第であります。

さて、本組合の状況でございますが、おかげさまでこのリサイクルセンター等におきましては順調に推移しておりまして、年々そのリサイクルセンターの搬入量が増加しております。平成27年度に比べ28年度では9,000トンの増加、逆に可燃ごみの減量化でございますが、平成27年と比べ、平成28年1年間で6,000トンの減少が図られました。これもリサイクルセンターの本格稼働というものによる効果だろうと思っております。また、このごみ処理事業につきましては、既に議員もご承知のとおり、平成9年度には12万5,000トンでございましたけれども、平成28年度では8万2,000トンと約34%の減量を図ることができております。これも議員各位を初め、組合市の市民の皆様方の温かいご理解、ご支援、ご協力のたまものと深く感謝を申し上げる次第であります。

また、いわゆる炉の償還につきましても、おかげさまで昨年、年度末にこの炉の償還は一応終了いたしております。この炉の建設につきましては約264億と、炉の部分だけでいきますと222億でございますけれども、平成15年3月に完成いたしました施設でございますが、いわゆる組合債といたしましては164億あったわけでございますが、おかげさまでこの15年間でようやくこの借金と申しますか、組合債が償還できたわけでございます。おかげさまで、そういうふうな効果が上がって、成果も上げておるわけでございますけれども、逆にこの炉の耐用年数ということを考えますれば、大体環境省のほうで規定しておりますのが、約20年が相当であろうと。今現在15年経ておるわけでございますが、この老朽化が進んでおりますこの炉につきましても、いかに今後対応していくべきか、新たな課題が惹起して来ようかと思っております。母市におかれましては、少子高齢化、いろいろ人口減少等々、社会保障

費の増大等、いろいろ課題もあるわけでございまして、そういう厳しい財政状況の中で、本組合事業につきましても、引き続き安定的に行っていかなければなりません。今後とも行政コストの削減、おかげさまで人件費につきましても、定員管理計画で104名おりました職員は、今47名ということで、かなり減少が図られましたけれども、さらにこれ以上ということになりますと厳しくなってくるわけでありまして、そういったことも考え合わせながら、いかに今後この泉北環境整備施設組合、3市で、広域でやってきました歴史を大切にしながら、さらに今後も発展的に継続できるように、3管理者ともども知恵を絞り、職員ともども検討を進めておるところでございます。

いずれにしましても、今後ともこの泉北環境整備施設組合、議員の皆様方の温かいご理解、ご支援、ご協力を賜わらんことを心からお願い申し上げまして、私の閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうか、よろしくお願い申し上げます。

○議長（堀口陽一君） 管理者の挨拶が終わりました。

それでは、これをもちまして平成30年泉北環境整備施設組合議会第2回定例会を閉会いたします。

ご協力どうもありがとうございました。

（午前11時11分閉会）

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

泉北環境整備施設組合議会議長 堀 口 陽 一

泉北環境整備施設組合議会副議長 森 博 英

泉北環境整備施設組合議会前議長 山 本 秀 明

同 署 名 議 員 明 石 宏 隆

同 署 名 議 員 溝 口 浩